

(別記)

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、伊那市個人情報保護条例（平成18年伊那市条例第19号。以下「条例」という。）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、事務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）及びその移送方法を定め、事務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第7条 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、条例第11条、第43条、第44条、第45条及び第46条の内容、番号法第67条、第68条及び第76条の内容、並びに本特記事項において個人情報保護責任者及び作業従事者が遵守すべき事項、その他この契約による事務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(個人情報の安全管理)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

(4) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他これらに類する私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(5) 個人情報を利用する作業を行うパソコン等に、ファイル交換ソフトその他の個人情報の漏えい

につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。

(受渡し)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために利用する個人情報の受渡しを行う場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。

(個人情報の返還)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報について、事務が完了し、又は契約が解除された後、発注者の指示に基づいて、速やかに個人情報を返還しなければならない。

(点検の実施)

第11条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

(立入調査等)

第12条 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に必要な報告を求め、又は受注者の作業場所に立入調査を行うことができる。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いについて改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 受注者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故(以下「漏えい等事故」という。)が発生した場合は、その漏えい等事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該漏えい等事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、漏えい等事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、発注者の指示に基づいて、当該漏えい等事故に係る事実関係を当該漏えい等事故のあった個人情報の本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第15条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に損害が生じた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。